

『毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版』お詫びと訂正のお知らせ

弊社出版物「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。  
 本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫  
 び申し上げます。

頁数等	内 容		掲載日
9 ページ 第1章 2. 毒物劇物の禁止規定 ●特定毒物の禁止規定 [取締法第3条の2]	誤	1. 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として <b>都道府県知事<sup>②</sup>の許可<sup>④</sup></b> を受けた者（以下「 <b>特定毒物研究者</b> 」という）でなければ、特定毒物を製造してはならない。	令和5年 9月12日
	正	1. 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として <b>その主たる研究所の所在地の都道府県知事<sup>②</sup>の許可<sup>④</sup></b> を受けた者（以下「 <b>特定毒物研究者</b> 」という）でなければ、特定毒物を製造してはならない。	
22 ページ 第1章 7. 特定毒物研究者の許可と届出 ●特定毒物研究者の許可 [取締法第6条の2]	誤	1. 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、 <b>都道府県知事<sup>①</sup></b> に申請書を出さなければならない <sup>②</sup> 。	令和5年 9月12日
	正	1. 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、 <b>その主たる研究所の所在地の都道府県知事<sup>①</sup></b> に申請書を出さなければならない <sup>②</sup> 。	
22 ページ 第1章 7. 特定毒物研究者の許可と届出 ●特定毒物研究者による届け出 [取締法第10条]	誤	2. 特定毒物研究者は、次のいずれかに該当する場合には、 <b>30日以内に、都道府県知事<sup>①</sup></b> にその旨を届け出なければならない。	令和5年 11月2日
	正	2. 特定毒物研究者は、次のいずれかに該当する場合には、 <b>30日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事<sup>①</sup></b> にその旨を届け出なければならない。	
170 ページ 第2章 25. 脂肪族化合物 ●カルボニル化合物 [アルデヒド]	誤	例 $\text{CH}_3\text{OH} \rightleftharpoons \text{HCHO} \longrightarrow \text{HCOOH}$ メタノール   ホルムアルデヒド   ギ酸 $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{OH} \rightleftharpoons \text{CH}_3\text{CHO} \longrightarrow \text{CH}_3\text{CHO}$ エタノール   アセトアルデヒド   酢酸	令和5年 11月2日
	正	例 $\text{CH}_3\text{OH} \rightleftharpoons \text{HCHO} \longrightarrow \text{HCOOH}$ メタノール   ホルムアルデヒド   ギ酸 $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{OH} \rightleftharpoons \text{CH}_3\text{CHO} \longrightarrow \text{CH}_3\text{COOH}$ エタノール   アセトアルデヒド   酢酸	
213 ページ 第3章 1. 毒物劇物の性状 ◆は行の劇物	誤	<b>フルバリネート</b> $\text{C}_{26}\text{H}_{22}\text{ClF}_3\text{N}_2\text{O}_3$ ※I (アイ)	令和5年 10月3日
	正	<b>フルバリネート</b> $\text{C}_{26}\text{H}_{22}\text{ClF}_3\text{N}_2\text{O}_3$ ※I (エル)	
218 ページ 第3章 1. 毒物劇物の性状 ◆ら行の劇物 硫酸 $\text{H}_2\text{SO}_4$	誤	<b>無色透明</b> 、油状の <b>液体</b> 。ただし、粗製のものはしばしば有機質が混じって、かすかに褐色を帯びていることがある。 <b>燃性</b> で <b>強酸性</b> 。	令和5年 9月25日
	正	<b>無色透明</b> 、油状の <b>液体</b> 。ただし、粗製のものはしばしば有機質が混じって、かすかに褐色を帯びていることがある。 <b>不燃性</b> で <b>強酸性</b> 。	

頁数等	内 容		掲載日
270 ページ 第3章 3. 廃棄方法 練習問題	誤	【1】3 【2】4 〔解説〕 1. 燃焼法      2. 固化隔離法 3. 中和法        4. 酸化法	令和5年 7月24日
	正	【1】3 〔解説〕 1. 燃焼法      2. 固化隔離法 3. 中和法        4. 酸化法 【2】4	
275 ページ 第3章 4. 毒性と解毒剤	誤	<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>▪ 次の化合物や塩類には、以下の毒物劇物が一例として挙げられます。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎無機銅塩類……………硫酸第二銅/無水硫酸銅</li> <li>◎有機塩素化合物…………アルドリノ/エンドリン</li> <li>◎有機砒素化合物…………モノフルオール酢酸アミド/モノフルオール酢酸ナトリウム</li> <li>◎有機燐化合物…………アルドリノ/エンドリン</li> <li>◎有機塩素化合物…………イソキサチオン/ジメトエート/ダイアジノノ/パラチオン/DDVP/DEP/EPN</li> <li>◎カーバメート系殺虫剤…………BPMC/オキサミル/カルバリル</li> </ul> </div>	令和5年 11月10日
	正	<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>▪ 次の化合物や塩類には、以下の毒物劇物が一例として挙げられます。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎無機銅塩類……………硫酸第二銅/無水硫酸銅</li> <li>◎有機塩素化合物…………アルドリノ/エンドリン</li> <li>◎有機砒素化合物…………モノフルオール酢酸アミド/モノフルオール酢酸ナトリウム</li> <li>◎有機燐化合物…………イソキサチオン/ジメトエート/ダイアジノノ/パラチオン/DDVP/DEP/EPN</li> <li>◎カーバメート系殺虫剤…………BPMC/オキサミル/カルバリル</li> </ul> </div>	